

議第 1 8 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

蒲刈高齢者生活福祉センターの指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施 設 名	蒲刈高齢者生活福祉センター
施設所在地	呉市蒲刈町田戸 2 3 0 8 番地 1
設置年月日	平成 9 年 1 2 月 1 日
設 置 目 的	在宅の高齢者及び障害者について，自立的生活の助長，社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り，もって市民の福祉を増進するための施設として設置する。
設 置 条 例	呉市高齢者生活福祉センター条例
施設規模等	敷 地 面 積 6，2 1 6．0 0 m ² 延 べ 面 積 1，5 3 2．1 1 m ² 構造・階数 鉄筋コンクリート造，平屋建て 主 要 施 設 個室，集会室，食堂，浴室，日常動作訓練室
利 用 状 況	利用者数 令和 3 年度 3，0 7 8 人 令和 4 年度 3，5 5 4 人 令和 5 年度 3，3 0 1 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和 5 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 1 2，2 8 0 千円 指定管理料 1 2，0 8 2 千円 需用費（修繕料）1 9 8 千円 【指定管理者分】 収入 4 1，3 8 2 千円 支出 4 1，3 8 2 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理に関する業務

(2) 次に掲げる事業に関する業務

ア 居住施設の運営及び当該居住施設の入居者に対する生活指導，援助等に関する事業

- イ 入居者と地域住民との交流に関する事業
- ウ その他市長が特に必要と認める事業
- (3) 使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設 立 目 的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基 本 財 産	102,972千円
職 員 数	222人（令和6年4月1日現在）
役 員	会 長 中本 克州 副 会 長 川畑 勝之 古江 由紀枝 小笠原 徹也 常務理事 河野 隆司 理 事 城 健 康 伊藤 圭一 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 桐山 吟子 福光 一美 竹中 直登 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 石井 哲朗 内藤 雅夫 監 事 大 畠 正 柳 曾 隆行
決 算	令和5年度 収入 11億6,633万円 支出 12億2,375万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	呉市社会福祉協議会の基本理念，社会福祉法に規定する地域福祉の推進，さらに，地域包括ケアシステムの推進を基本原則とし，市民の福祉増進の観点から，多目的な事業展開の拠点として十分に機能するよう管理運営を図るとともに，事業を円滑に行うため，介護保険法等の関係法令・規則を遵守する。
管理運営体制	管理責任者1名の下，管理実務者と生活援助員各1名を常勤職員として配置し，施設管理を行う。また，呉市社会福祉協議会が運営する通所介護

	事業所に従事する看護師や介護員が協力することで、管理運営に支障がないよう努める。
施設の維持管理	(1) 利用者が安全かつ安心して利用できるよう、日頃から施設点検を実施し、安定したサービスを提供する。 (2) 地震、風水害、感染症等の緊急事態を想定し、非常時優先業務や備蓄品、資機材リスト等を見直すとともに、消防計画や非常時災害対策計画をもとに、利用者及び職員で年2回の避難訓練を実施する。
利用促進の取組	(1) 安芸灘地域の民生委員協議会や関係機関に利用紹介の協力を求めるとともに、人と人との関わりに重きを置いた対人援助に努める。 (2) 医療関係者、市民センター等の行政職員、民生委員、自治会等の地域団体及び地域包括支援センターと連携を密にするとともに、地域に直接出向いて、利用者及び地域住民のニーズ把握に努める。
自主事業その他サービス向上の取組	(1) 呉市社会福祉協議会安芸灘支所を設置し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進する。 (2) 要介護状態となっても自宅で可能な限り自立した生活が送れるよう、身体機能の維持・向上を目的とした機能訓練、食事、入浴などを行うことにより、高齢者の社会的孤立感の解消、さらに、家族等の介護による身体的・精神的負担軽減が図られるよう通所介護事業所を設置し、地域住民の福祉向上に努める。 (3) 施設について地域住民に知ってもらえる機会として、民生委員や地域住民と協働で交流イベントを開催する。
経費縮減の取組	(1) 施設の躯体・附属設備等の老朽化が顕著になっているが、これまでに培った経験を基に、持続可能な維持管理を図る。 (2) 物品購入をする際には複数業者から見積りを取るなど、適正な価格での購入に努め、保有車両についても効率的な運用を行うことにより、費用の縮減を図る。 (3) 節電については、CO₂の削減にもつながることから、天窓等を最大限に活用し、更なる電気料金の圧縮を図る。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	会長 中本 克州

(2) 審査基準

応募者が、(1)に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、基準ごとにその適否を審査したものです。

審 査 基 準	判 定
ア 事業計画書等の内容が，利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等な利用の確保	適・否
イ 事業計画書等の内容が，施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の設置目的や性格，関係する法令，条例等についての理解 自主事業の内容 苦情への対応や個人情報の取扱い	適・否
ウ 事業計画書等の内容が，利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の利用促進に係る具体的な取組（サービス向上等）及び老人福祉に必要な事業 利用者数等の数値目標 利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組	適・否
エ 事業計画書及び収支計画書の内容が，適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 適切な収支計画書の規模・内容 管理経費の縮減のための工夫	適・否
オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 【主な評価の視点】 経営状況 適切な人員配置体制 事故等の緊急事態に対応可能な体制	適・否
カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【主な評価の視点】 高齢者の福祉の増進に必要な取組	適・否
総 合 判 定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	【評価した点】 ・ 自主事業により実施する社会福祉協議会安芸灘支所及び通所介護事業所に従事する職員の協力が得られることにより，少人数体制での運営となっていること。 ・ 災害時，島内に居住する職員だけでなく，近隣施設とも助け合う体制が整っていること。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	

審査基準工	適	
審査基準才	適	
審査基準力	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	池田 明子	広島国際大学健康科学部社会学科講師
副 委 員 長	渡辺 達士	呉市福祉保健部福祉担当部長（兼）福祉事務所長
委 員	松本 美幸	中国税理士会税理士
	里村 佳子	呉市社会福祉施設連絡協議会
	今宮 康雄	広島県社会福祉士会
	畝田谷 栄子	広島県社会保険労務士会呉支部
	狭間 泰成	呉市市民部蒲刈市民センター長

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。